

秋運整第133号の2  
平成30年6月14日

秋田県内自動車運送事業者 各位

秋 田 運 輸 支 局 長  
( 公 印 省 略 )

健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

標記について、平成30年6月13日付け東自保第30号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。

東自保第30号  
平成30年6月13日

秋田運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

標記について、平成30年6月8日付け国自安第35号の2により、自動車局安全政策課長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



国自安第35号の2  
平成30年6月8日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



国自安第35号  
平成30年6月8日

公益社団法人日本バス協会長 殿  
一般社団法人公営交通事業協会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿  
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

#### 健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

各団体におかれましては、この機会に改めて傘下会員に対して、このマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施いただけるよう周知徹底をお願いします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」  
(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」  
(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」  
(平成30年2月策定)